

お客様各位

2025年11月19日  
株式会社 福岡中央銀行

## 「福中銀インターネットバンキング利用規定」 改訂のお知らせ

平素より福中銀インターネットバンキングをご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊行では、2026年1月19日（月）に予定しております、福中銀インターネットバンキングのリニューアルに伴い、「福中銀インターネットバンキング利用規定」を以下の通り改訂しますのでお知らせいたします。

改訂前	改訂後
<p>第1条 福岡中央銀行インターネットモバイルバンキングとは</p> <p>1. 「福岡中央銀行インターネットモバイルバンキング」（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）が、パソコン、スマートフォン等を通じて、インターネット等により当行に残高照会や資金移動による取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。</p>	<p>第1条 福中銀インターネットバンキングとは</p> <p>1. 「福中銀インターネットバンキング」（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）が、パソコン、スマートフォン等を通じて、インターネット等により当行に残高照会や資金移動による取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。</p>
<p>第2条 利用対象者</p> <p>1. 本サービスは、当行が申込を承諾した日本国内に居住し、Eメールアドレスを保有している個人を対象とし、当行との契約は、1人につき1契約とします。お客様は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。</p>	<p>第2条 利用対象者</p> <p>1. 以下（1）～（6）のすべての要件を満たす方が利用対象者となります。</p> <p>（1）個人のお客様（個人事業主のお客様は対象外）</p> <p>（2）日本国内に居住している15歳以上のお客様</p> <p>（3）当行にキャッシュカードを発行済みの普通預金口座をお持ちのお客様</p> <p>（4）当行所定の本人確認がお済の方</p> <p>（5）当行にご利用可能な電話番号を登</p>

改訂前	改訂後
2. 新設  3. 新設	録済のお客様  (6) メールアドレスを保有しているお客様  2. 当行との契約は1人につき1契約とします。  3. 本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。
第3条 使用出来る機器  第4条 サービス利用期間  第5条 基本手数料  第6条 振込手数料	第3条 同左  第4条 同左  第5条 同左  第6条 同左
第7条 本人確認  本サービス利用についてのお客様本人の確認は次の方法により行うものとします。  1. 本人確認方法  当行は、本サービス開始登録時にお客さま自身に登録・変更いただいた「ログインID」と「ログインパスワード」および「確認用パスワード」（以下「パスワード等」といいます）により本人確認を行います。お客様に設定していただくパスワード等は当行所定の文字と文字数とします。  なお、追加認証としてスマートフォンの場合はワンタイムパスワードを必須とします。ワンタイムパスワードを利用してないパソコンの場合は、メール通知パスワードを必須とします。  2. 取引の有効性  3. パスワード等相違によるサービス停止  4. パスワード等の変更	第7条 本人確認  本サービス利用についてのお客様本人の確認は次の方法により行うものとします。  1. 本人確認方法  本サービスでは「店番」、「口座番号」、「キャッシュカードの暗証番号」、「当行登録済みの電話番号との一致」、また当行所定の方法により本人確認を行います。  お客様に設定していただく「ログインID」と「ログインパスワード」（以下「パスワード等」といいます）は当行所定の文字と文字数とします。  なお、追加認証としてワンタイムパスワードがご利用いただけます。  2. 同左  3. 同左  4. 同左

改訂前	改訂後
第8条 ワンタイムパスワード	第8条 同左
<p>第9条 メール通知パスワード（取引認証パスワード）</p> <p>1. メール通知パスワード（取引認証パスワード）とは メール通知パスワード（取引認証パスワード）とは、本サービスのご利用に際し、お客様の電子メールアドレスに対してお送りする可変的なパスワード（以下「メール通知パスワード」といいます）を、確認用パスワードに加えて用いることにより、お客様の本人確認を行うサービスです。</p> <p>2. メール通知パスワードの通知 ワンタイムパスワードをご利用されていないお客様がパソコンをご利用の場合、または、ワンタイムパスワードをご利用されているお客様がメール通知パスワード利用の追加登録を行った場合に、当行所定のお取引を実施する際にお客様のメールアドレスに対して「メール通知パスワード」が記載された電子メールをお送りします。メールアドレスは当行からのメールが受信できるように登録してください。受信不可のメールアドレスを変更する場合は、当行所定の手続きを行ってください。</p> <p>3. メール通知パスワードによる本人確認手続き 確認用パスワードに加え、メール通知パスワードによる本人確認の手続きを行いますので、メール通知パスワードを当行所定の方法により入力してください。当行は受信したメール通知パスワードとの</p>	第9条 削除

改訂前	改訂後
<p>一致により、お客様本人の確認とします。</p> <p>4. メール通知パスワードの有効期限および管理</p> <p>メール通知パスワードは1回の取引の間のみ有効です。お取引中はお客様ご自身で厳重に管理し、他人に知られないよう十分注意してください。なお、お取引後の管理は不要です。</p>	
<p>第10条 電子メールの利用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>お客様は、本サービスの利用のため、お客様の電子メールアドレスを当行所定の方法で登録するものとします。</li> <li>当行はメール通知パスワードや取引結果その他の通知・連絡等を登録されたお客様の電子メールアドレスに送信します。</li> <li>登録した電子メールアドレスを変更する場合は、当行所定の方法で登録変更するものとします。</li> <li>当行が、登録されたお客様の電子メールアドレスに送信したうえは、通信障害その他の事由により電子メールが未着・延着が発生したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの未着・延着によって生じた損害について、当行は責任を負いません。</li> <li>お客様が登録したお客様の電子メールアドレスがお客様の責めにより、お客様以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。</li> </ol>	<p>第9条 電子メールの利用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>当行は取引結果その他の通知・連絡等を登録されたお客様の電子メールアドレスに送信します。</li> <li>お客様が登録した電子メールアドレスを変更する場合は、当行所定の方法で登録変更するものとします。</li> <li>同左</li> <li>同左</li> </ol>
<p>第11条 取引の依頼</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取引の依頼方法</li> </ol>	<p>第10条 取引の依頼</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ol>

改訂前	改訂後
<p>2. 取引指定口座の届出</p> <p>(1) 取引指定口座の種類</p> <p>①代表口座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表口座は、当行本支店の個人のお客様ご本人名義の普通預金口座（総合口座取引の普通預金口座を含みます）に限ります。</li> <li>・代表口座は、基本手数料の引落し口座となります。</li> <li>・お客様名義の口座であっても、事業でお使いの口座は利用できません。</li> </ul> <p>②関連口座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連口座は代表口座の名義および住所と同一の当行所定の口座に限ります。</li> <li>・お客様名義の口座であっても、事業でお使いの口座は利用できません。</li> <li>・本サービスにおいては、各種照会および代表口座との間で相互に資金の振替ができます。（口座の種類により振替ができない場合もあります）</li> </ul> <p>(2) 代表口座・関連口座は当行所定の数を超えて登録することはできません。 なお、関連口座の追加・削除については、端末機による変更または当行所定の書面により届出るものとします</p> <p>(3) 代表口座および関連口座の届出印は、当行が定める取引またはお客様が特にお申し出の取引を除き今後発生する一切の取引に使用します。また、当行は、申込書・諸届その他の書類に使用された印影を当行に届出の印鑑と照合し、相違ないものとして取扱った場合は、書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、その為に生じた損害について当行は</p>	<p>2. 取引指定口座の届出</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p>

改訂前	改訂後
<p>責任を負いません。</p> <p>(4) 1日あたりの振込限度額の設定</p> <p>①当行は、1日あたりの振込限度額を定めます。それは、お客様が当行所定の方法により当行が定めた上限金額内で端末機より変更することができます</p> <p>②1日あたりの<b>上限金額</b>を超えた取引依頼について、当行は取引を実行する義務を負いません。</p> <p>③新設</p>	<p>(4) 1日あたりの振込限度額の設定</p> <p>①当行は、1日あたりの振込限度額を定めます。お客様は、当行が定めた振込限度額を<b>上限金額</b>として、当行所定の方法により端末機で変更することができます。</p> <p>②1日あたりの<b>振込限度額</b>を超えた取引依頼について、当行は取引を実行する義務を負いません。</p> <p>③お客様は、当行が認める場合、1日あたりの振込限度額を、①の<b>上限金額</b>よりも引き上げることができます。但し、端末機より変更申込手続きいただいたから当行所定の日数経過後の反映となり、それまでは変更前の限度額が有効になります。</p>
<p>3. 取引依頼の確定</p> <p>4. 取引の成立</p>	<p>3. 同左</p> <p>4. 同左</p>
<p>第12条 取引の種類</p> <p>1. 照会サービス</p> <p>2. 振込・振替サービス</p> <p>(1)振込</p> <p>(2)振替</p> <p>(3)振込・振替指定日</p> <p>(4)振込先の口座確認</p> <p>(5)資金の引落し</p> <p>振込・振替指定日にご指定金額を第11条4項に基づき引落処理します。ただし、当日を振込・振替指定日として指定したにもかかわらず、受付時間が当行所定の時間を過ぎている場合は、翌営業日に引落処理します。</p>	<p>第11条 取引の種類</p> <p>1. 同左</p> <p>2. 振込・振替サービス</p> <p>(1)同左</p> <p>(2)同左</p> <p>(3)同左</p> <p>(4)同左</p> <p>(5)資金の引落し</p> <p>振込・振替指定日にご指定金額を第10条4項に基づき引落処理します。ただし、当日を振込・振替指定日として指定したにもかかわらず、受付時間が当行所定の時間を過ぎている場合は、翌営業日に引落処理します。</p>

改訂前	改訂後
<p>(6)依頼内容の取消・変更</p> <p>(7)依頼内容の変更・組戻し等</p> <p>(8)以下の各号に該当する場合、振込・振替サービスによる振込・振替のお取引はできません。</p> <p>3. 定期預金サービス</p> <p>4. 税金・各種料金払込みサービス</p> <p>税金・各種料金払込サービスとは、当行と提携のある収納機関に対し、税金、公共料金、各種代金申込支払等（以下「料金等」といいます）の払込みを行うため、登録された代表口座および関連口座を支払指定口座として、払込資金を引落しのうえ、料金等の払込みを行うことができるサービスです。</p> <p>(1)依頼方法</p> <p>(2)料金等の払込ご利用時間は、当行所定の利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変更等により、当行が定める利用時間内であっても利用できない場合があります。</p> <p>(3)払込資金の引落および取引の成立</p> <p>①料金等の払込資金は依頼日当日付けで、第11条3項による取引依頼内容が確定した時は、払込資金を当行の普通預金規定、総合口座規定、カードローン・カード規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書なしに、支払指定口座から引落します。なお、払込資金の引落しにあたり、当行は料金等の払込みにかかる領収書の発行はいたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容および収納機関での収納手続きの結果等に関する照会については、直接収納機関にお問い合わせ</p>	<p>(6)同左</p> <p>(7)同左</p> <p>(8)同左</p> <p>3. 同左</p> <p>4. 税金・各種料金払込みサービス</p> <p>同左</p> <p>(1)同左</p> <p>(2)同左</p> <p>(3)払込資金の引落および取引の成立</p> <p>①料金等の払込資金は依頼日当日付けで、第10条3項による取引依頼内容が確定した時は、払込資金を当行の普通預金規定、総合口座規定、カードローン・カード規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書なしに、支払指定口座から引落します。なお、払込資金の引落しにあたり、当行は料金等の払込みにかかる領収書の発行はいたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容および収納機関での収納手続きの結果等に関する照会については、直接収納機関にお問い合わせ</p>

改訂前	改訂後
<p>わせください。</p> <p>②税金・各種料金払込サービス契約は、当行が払込資金を引落した時に成立するものとします。</p> <p>③次のいずれかに該当する場合、料金等の払込みのお取扱はいたしません。</p> <p>これに起因してお客様が料金等の払込みを行うことができず、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>ア. 料金等の払込金額が支払指定口座から払出すことのできる金額（当座貸越等のご融資を利用できる範囲の金額を含みます）を超える場合</p> <p>イ. 支払指定口座（利用口座）が解約されている場合</p> <p>ウ. お客様より支払指定口座に関する支払禁止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを完了している場合</p> <p>エ. 差押等やむを得ない事情のため、当行が支払いを不適当と認めた場合</p> <p>オ. 申込書にて、利用口座について利用申込みを届出しなかった場合</p> <p>カ. 1日あたりの払込金額が、当行所定の払込限度額を超える場合</p> <p>キ. 収納機関から納付情報または請求情報について所定の確認ができない場合</p> <p>ク. 当行所定の回数を超えて<b>確認用パスワード</b>を誤ってお客様の端末に入力した場合</p> <p>ケ. その他当行が必要と認めた場合</p> <p>5. Web通帳サービス</p>	<p>わせください。</p> <p>②税金・各種料金払込サービス契約は、当行が払込資金を引落した時に成立するものとします。</p> <p>③次のいずれかに該当する場合、料金等の払込みのお取扱はいたしません。</p> <p>これに起因してお客様が料金等の払込みを行うことができず、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>ア. 料金等の払込金額が支払指定口座から払出すことのできる金額（当座貸越等のご融資を利用できる範囲の金額を含みます）を超える場合</p> <p>イ. 支払指定口座（利用口座）が解約されている場合</p> <p>ウ. お客様より支払指定口座に関する支払禁止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを完了している場合</p> <p>エ. 差押等やむを得ない事情のため、当行が支払いを不適当と認めた場合</p> <p>オ. 申込書にて、利用口座について利用申込みを届出しなかった場合</p> <p>カ. 1日あたりの払込金額が、当行所定の払込限度額を超える場合</p> <p>キ. 収納機関から納付情報または請求情報について所定の確認ができない場合</p> <p>ク. 当行所定の回数を超えて<b>パスワード等</b>を誤ってお客様の端末に入力した場合</p> <p>ケ. その他当行が必要と認めた場合</p> <p>5. 同左</p>
第13条 取引内容の確認等	第12条 取引内容の確認等 同左

改訂前	改訂後
<p>第14条 本サービスの不正利用による被害補償</p>	<p>第13条 本サービスの不正利用による被害補償</p> <p>同左</p>
<p>第15条 免責事項</p> <p>1. 当行が本サービスの申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、申込書につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>2. 次の各号の事由により振込の入金不能、入金遅延等があっても生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(1)災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事があったとき</p> <p>(2)当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話が不通になった場合。なお、確認用パスワードを入力後に、回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容をお取引店に確認するか、または障害回復後に資金移動取引照会でご確認ください</p> <p>(3)当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じたとき</p> <p>(4)当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、サーバのダウンやサービス利用の一時集中により通信が不能となつたとき</p> <p>3. 当行が初期登録用パスワード等の通知を行う際に、郵送上の事故等、当行の責によらない事由により第三者（当行職</p>	<p>第14条 免責事項</p> <p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 削除</p>

改訂前	改訂後
<p>員を除く) がパスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>4. 本サービスの利用に関してその他当行の責によらない事由によりお客様に生じた損害に対し、当行は一切の責任を負いません。</p>	<p>3. 本サービスの利用に関してその他当行の責によらない事由によりお客様に生じた損害に対し、当行は一切の責任を負いません。</p>
<p>第16条 海外からのご利用</p> <p>第17条 届出事項の変更</p> <p>第18条 取引履歴の保管</p> <p>第19条 「端末機」の紛失・盗難</p>	<p>第15条 海外からのご利用 同左</p> <p>第16条 届出事項の変更 同左</p> <p>第17条 取引履歴の保管 同左</p> <p>第18条 「端末機」の紛失・盗難 同左</p>
<p>第20条 解約等</p> <p>1. 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが完了した後に有効となります。解約手続き完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、本サービスによる取引において未処理のものがある場合等、当行が必要と認めた場合については、即時解約ができない場合があります。</p> <p>3. 代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。なお、関連口座が解約されたときは、その口座にかかる限度において本サービスは解約されたものとみなします。</p>	<p>第19条 解約等</p> <p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p>

改訂前	改訂後
4. 新設	4. 本サービスの解約後、ログインができないなくなるのは、翌営業日以降になります。
5. 新設	5. 本サービスの関連口座の解約後、関連口座が画面上から削除されるのは、翌営業日以降になります。
4. お客様に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行はお客様に通知することなく、本サービスを解約することができます。	6. お客様に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行はお客様に通知することなく、本サービスを解約することができます。
(1)支払いの停止または破産等の申立があったとき	(1) 同左
(2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき	(2) 同左
(3)相続の開始があったとき	(3) 同左
(4)住所変更の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によって、当行においてお客様の所在が不明になったとき	(4) 同左
(5)日本国の居住者でなくなったとき	(5) 同左
(6)当行に支払うべき所定の手数料の未払いが生じたとき	(6) 同左
(7)当行に対して負担する債務の一部でも履行が遅延したとき	(7) 同左
(8)1年以上にわたり本サービスの利用がないとき	(8) 同左
(9)不正に本サービスを利用する等、サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき	(9) 同左
(10)本規定に違反したとき	(10)同左
(11)その他の取引約定等に違反した場合など、当行が本サービスの中止または解約を必要とする相当の事由が発生したとき	(11)同左
5. 本サービスが解約等により終了した	7. 本サービスが解約等により終了した

改訂前	改訂後
<p>場合には、その時までに資金移動の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。</p> <p>6. 本サービスが解約等により終了した場合には、すでに支払われた基本手数料等については払い戻しいたしません。</p> <p>7. 当行は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、お客様にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当行はこの規定により、お客様に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</p> <p>8. 代表口座及び関連口座は、未利用口座管理手数料の自動徴収の対象となり、残高が自動徴収される未利用口座管理手数料に満たない口座は、自動解約となります。</p>	<p>場合には、その時までに資金移動の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。</p> <p>8. 本サービスが解約等により終了した場合には、すでに支払われた基本手数料等については払い戻しいたしません。</p> <p>9. 当行は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、お客様にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当行はこの規定により、お客様に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</p> <p>10. 代表口座及び関連口座は、未利用口座管理手数料の自動徴収の対象となり、残高が自動徴収される未利用口座管理手数料に満たない口座は、自動解約となります。</p>
第21条 反社会的勢力との取引拒絶	第20条 反社会的勢力との取引拒絶 同左
第22条 個人情報の取扱いについて	第21条 個人情報の取扱いについて 同左
第23条 関係規定の適用・準用	第22条 関係規定の適用・準用 同左
第24条 契約期間	第23条 契約期間 同左
第25条 サービス内容・規定の変更等について	第24条 サービス内容・規定の変更等について 同左
第26条 謾渡・質入れ等の制限	第25条 謾渡・質入れ等の制限 同左
第27条 合意管轄	第26条 合意管轄 同左

改訂前	改訂後
-----A P I 連携機能編-----	
第1条 A P I 連携機能の内容	第1条 同左
第2条 利用手数料	第2条 同左
第3条 利用方法	第3条 同左
第4条 免責事項	第4条 同左
【規定について】 <a href="https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/yokin/yokinkitei.html">https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/yokin/yokinkitei.html</a>	【福中銀インターネットバンキングについて】 <a href="https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/personal/service/directbanking/ib/">https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/personal/service/directbanking/ib/</a>
【サービス内容（利用日・利用時間、取引内容）について】 <a href="https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/internet/about.html">https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/internet/about.html</a>	【規定について】 <a href="https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/yokin/yokinkitei.html">https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/yokin/yokinkitei.html</a>
【初回利用について】 <a href="https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/internet/mousikomi.html">https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/internet/mousikomi.html</a>	【手数料について】 <a href="https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/other/tesryou.html">https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/other/tesryou.html</a>
【手数料について】 <a href="https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/other/tesryou.html">https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/other/tesryou.html</a>	
【使用できる端末機について】 <a href="https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/internet/accessibility.html">https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/internet/accessibility.html</a>	
【ワンタイムパスワードについて】 <a href="https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/internet/security.html">https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/internet/security.html</a>	

以 上